

質問回答

2018年12月21日

「パレスチナ産業振興プロジェクト」（公示日：2018年12月12日／公示番号：180507）について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

なお、(※)を付した箇所につきましては、企画競争説明書に記載の番号と整合が取れていませんが、いただいた質問票の通り記載しております。ご質問の意図と当方の回答に整合が取れない可能性がございますが、ご了承ください。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	企画競争説明書 第3 業務の目的・内容に関する事項 p.4 2. プロジェクトの概要 (5)相手国関係機関 2)工業団地開発	PIEFZAとJAIPCo.は利益が相反する可能性があり、そうした場合にはプロジェクト総括のMONEが調整するのか？JICA事務所が調整するのか？ビジネスプランなど Confidentialityがある書類の提出をJAIPCo.が拒否した場合、何を根拠に提出を求めるのか？	PIEFZA と JAIPCo.の間で利益相反が生じた場合はMONEが調整することになります。また、PIEFZAはコンセッション契約によりJAIPCo.のビジネスプランを承認する立場にありますので、書類等はPIEFZA経由にて提出を求めることになります。
2	企画競争説明書 第3 業務の目的・内容に関する事項 p.5-6 5. 実施方針および留意事項 【全成果共通】 (1)平和と繁栄回廊構想…	「JAIPに産業育成センターを新設し、ICT分野の支援の拡大」することが表明されているが、本業務において、JAIP入居企業へのインセンティブになりうる支援の在り方を検討し、今後のICT分野の長期専門家派遣等との相乗効果発揮できるよう、日本のインキュベーター等への再委託を前提に本業務において「産業育成センターにおけるICT起業分野支援の調査」を業務内容に別見積で追加する提案を行うことは可能か？	現時点ではICT分野の支援については本プロジェクトのスコープ外となるため、本見積・別見積に関わらず、同分野支援についての経費を計上いただく必要はございません。今後ICT分野の支援を本プロジェクト内で実施することとなった場合は、契約変更等にて対応することといたします。なお、ICT分野の長期専門家の派遣は現時点で想定されていません。
3	企画競争説明書 第3 業務の目的・内容に関する事項 p.5-6	パレスチナにおける法律、細則の分析のためには、法体系が特殊なため現地もしくはヨルダンの法律専門家を備上する必要があるが、パレス	別見積を必要とするほどの高額な法律専門家の備上は想定しておりません。

通番号	当該頁項目	質問	回答
	<p>6. 業務の内容 成果1関連 (4)工業団地関連の法律…</p>	<p>チナ政府側に納得を得られる経験を有する法律 専門家を選定する必要がある。その場合、備上 費用は高額となる可能性がある。成果をあげる ために必要な費用であることから、別見積とす べきではないか？</p>	
4	<p>企画競争説明書 第3 業務の目的・内容に関する事項 p.11 6. 業務の内容 成果2関連 (12)ロジスティック…</p>	<p>専門家投入を検討するために、JAIP 専用道路 のスケジュールはどのように想定されているか を開示いただきたい。</p>	<p>現在概略設計についてパレスチナとイスラエ ルの間で技術的な観点から詰めている状況で す。今後のスケジュールについては現時点で 決まっておりません。</p>
5	<p>企画競争説明書 第3 業務の目的・内容に関する事項 p.10～ 6. 業務の内容 成果2関連 (7)～(13) (※)</p>	<p>国内外からの投資を促すためには、法令や細 則の見直しのみならず具体的な誘致活動、ビジ ネスマッチング、広報等が必要であり、一義的 には Developer が行うべき活動であるが、これ ら活動に係る費用を本プロジェクトの見積に計 上することは可能か？</p>	<p>本案件では官民の役割分担を明確化し、各関 係機関がそれぞれの責務を果たすことを後押 しすることが求められていることから、現時 点で Developer が行うべき活動について本プ ロジェクトの見積に計上いただく必要はない と考えます。 案件の進捗を見て必要性が認められた場合 は、契約変更等にて対応することといたしま す。</p>
6	<p>企画競争説明書 第3 業務の目的・内容に関する事項 p.11～ 6. 業務の内容 成果3関連 (14)～(17) (※)</p>	<p>NE 候補生、既存 NE の質の向上のための研修 の実施において、特にOJTなどオンサイトトレ ニングをラマツラやジェリコで実施するため には、遠隔地から研修生の呼び寄せが必要とな る。参加者や現地講師への交通費手当・宿泊 費実費補助を前フェーズ並みの基準でプロジェ</p>	<p>可能です。</p>

通番号	当該頁項目	質問	回答
		<p>クトから支払うための経費を見積りに計上することは可能か？</p>	
7	配布資料 2 R/D	<p>R/D にはパレスチナ側の便宜供与が記載されていないが、執務スペースは確保されているのか。また、確保されているのであれば執務スペースは MONE と限定されるのか。MONE、PIEFZA、JAIP に複数設けること、または全く別のスペースを借り上げることも可能か。机、椅子等の執務用什器は本プロジェクト予算で購入するのか？</p>	<p>JAIP 開発関連の執務スペースは JAIP 及び PIEFZA に確保しております。BAS 関連は MONE に確保しています。別のスペースの借り上げは現時点で想定しておりません。机、椅子等の執務用什器の基本設備は先行案件にて整備済みです。</p>
8	配布資料 2 R/D	<p>車輛について記述がないが、BAS 前フェーズで供与された車輛1台の利用が可能か。また、JAIP 関連の活動については、前フェーズ同様にイスラエルナンバーの車輛の供与はなく、必要な台数を借上げるための経費を見積もるとの理解で正しいか。</p>	<p>BAS 前フェーズで供与された車輛は使用可能です。JAIP 関連の活動については基本的には必要な台数を借り上げることを想定しております。</p>

以 上